

雇児福発0405第3号  
平成24年4月5日

各 都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市  
児童相談所設置市  
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家 庭 福 祉 課 長

「母子生活支援施設における施設機能強化推進費の  
実施について」の一部改正について

標記については、平成11年4月1日児家第25号厚生省児童家庭局家庭福祉課長  
通知「母子生活支援施設における施設機能強化推進費の実施について」により行われ  
ているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24  
年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

別紙 「母子生活支援施設における施設機能強化推進費の実施について」の一部改正新旧対照表

| 改正後   | 現行   |
|---|--|
| <p style="text-align: right;">児家第25号<br/>平成11年4月1日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正] 平成13年3月28日雇児福発第11号<br/>平成17年4月20日雇児福発第0420002号<br/><u>平成24年4月5日雇児福発0405第3号</u></p> <p>都道府県<br/>各 指定都市 民生主管部（局）長 殿<br/>中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">母子生活支援施設における施設機能強化推進費の実施について</p> <p>標記については、「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知）が本日付けをもって一部改正されたところであるがその取扱いについては次の事項に留意の上、その円滑な実施を図りたい。</p> <p>1 広域入所促進事業について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対象施設</p> <p>この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課まで報告すること。</p> <p>ア <u>当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</u></p> <p>イ～オ 略</p> <p>2 略</p> <p>別紙様式1・2 略</p> | <p style="text-align: right;">児家第25号<br/>平成11年4月1日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正] 平成13年3月28日雇児福発第11号<br/>平成17年4月20日児家発第0420002号</p> <p>都道府県<br/>各 指定都市 民生主管部（局）長 殿<br/>中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">母子生活支援施設における施設機能強化推進費の実施について</p> <p>標記については、「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知）が本日付けをもって一部改正されたところであるがその取扱いについては次の事項に留意の上、その円滑な実施を図りたい。</p> <p>1 広域入所促進事業について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対象施設</p> <p>この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課まで報告すること。</p> <p>ア <u>当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</u></p> <p>イ～オ 略</p> <p>2 略</p> <p>別紙様式1・2 略</p> |